

「新型コロナウイルス感染症対策について」

1	命を守り、経済も守るための医療等提供体制の確保	2
2	社会経済活動の再開につながる検査体制の確保	4
3	ワクチン接種の円滑な実施	5
4	地域経済への影響を踏まえた対策の実施	6
5	教育現場への対応	8
6	人権を守るための対策の徹底	9
7	地方財政への十分な支援	9
8	感染症対策のBCP（事業継続計画）の策定支援	11
9	各種支援制度に係る特例措置等の恒久化	11
10	防疫体制の整備等	11
11	防疫対策を踏まえた分散型国土の形成	12

新型コロナウイルス感染症対策について

国は、5月8日から、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症法上の位置付けを、5類感染症へと移行した。これにより、これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、各自の自主的な取組を基本とする対応に転換することになった。

しかしながら、感染力の強さや、高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクの高さなど、新型コロナウイルスの特性が変わるわけではないため、各県においては、5類感染症への移行後も、引き続き、医療提供体制に万全を期すとともに、感染状況等を踏まえた適時適切な情報提供と呼びかけを行っている。

また、新型コロナワクチン接種については、5月8日から高齢者などを対象とした追加接種が始まっており、更に9月からは、生後6か月以上の全ての方を対象に追加接種を開始する予定である。希望される方が速やかに接種を受けられるよう、引き続き、市町村、医療機関、医師会等関係団体と連携を図り、取組を進めている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、エネルギー価格の高騰等による影響が加わり、幅広い業種の事業者が厳しい状況に立たされていることから、地方自治体では、事業の継続と雇用の維持を支援するとともに、消費喚起や地域経済を支える中小企業等に対する支援、エネルギー価格等高騰の影響緩和などに全力を挙げて取り組んでいるところである。

国においても、関係省庁による緊密な連携・協力のもと、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、次の事項について地方と十分協議し、特段の措置を講じられるよう提言する。

1 命を守り、経済も守るための医療等提供体制の確保

- (1) 感染を再拡大させないためにも、引き続き新型コロナウイルス感染症の重症化リスクや死亡リスク、罹患後症状（後遺症）等の情報及び基本的な感染対策について国民に広く周知すること。また、重症化予防としてワクチン接種の検討を呼びかけること。

感染の再拡大時には、その時々々の流行株の特性や医療ひっ迫の状況を踏まえ、受診・入院の考え方や感染対策の徹底について呼びかけること。

また、国民が流行状況を客観的に判断できるとともに、行政から適切な注意喚起を行うことができるよう、季節性インフルエンザ等における「警報・注意報」と同様の全国統一の基準を早急に設定すること。

- (2) 感染症患者の入院受入医療機関などにおける体制を維持・強化するために、医療機器や医療物資の確保など医療従事者が安心して従事できるよう支援を引き続き行うこと。

また、医療機関に対する支援等を実施するための財政措置を引き続き講じること。

- (3) これまでの支援の取組状況を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症の患者受入れに関わらず、経営が悪化している医療機関に対し、必要に応じて安定的な経営を確保するための支援を国が直接行うこと。

また、福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充や受入患者数に応じた医療機関等に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう継続的に対処すること。

- (4) 5類感染症に位置付けられたことに伴い、国民や保健・医療現場に混乱を生じさせないように、患者の受け入れに対応する医療機関の拡大については、国は責任をもって必要な支援を行うこと。

- (5) 令和6年度の診療報酬・介護報酬の同時改定において、新型コロナの感染対策に要する経費や対応に要する人員や時間の負担などを適切に算定し、医療機関や介護事業者等の経営に支障が生じないようにすること。

(6) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、介護保険の居宅サービス事業所や障害福祉サービス事業所、認可外保育施設において、厳しい経営状況におかれていることを踏まえ、地域における福祉サービスの提供体制を維持するため、安定的な経営を確保するためのさらなる支援を行うこと。

また、介護サービス事業所等が必要なサービスを継続して提供するための感染防止対策等、介護報酬の対象とならないかかり増し経費に対する支援について、感染者・感染者と接触があった者が発生していない事業所等も対象とすること。

(7) 国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報提供を行うこと。

(8) 今後の新興・再興感染症に備えるためにも、必要十分なワクチンの確保や安定した供給環境が必要であり、また、重症化を予防する治療薬や感染の有無を把握するための検査試薬及び検査キットの存在は不可欠である。そのため、国民の安全安心につながるよう安全保障の観点から、国が「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、国産ワクチン・治療薬等の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。

また、国が策定した「医薬品産業ビジョン2021」で、医薬品産業政策の基本的な方向性は示されたものの、新型コロナウイルスが感染拡大する中、医療関係物資が不足したことを踏まえ、医療物資や機器の国産化、輸出産業化を推進するため、医薬品のみならず、医療機器、医療物資の研究開発や製造に取り組む企業に対する支援を拡充すること。

(9) 季節性インフルエンザと同時流行する局面に備えて、次年度以降の分も含め、インフルエンザワクチンの十分な供給量の確保及び供給時期の早期化を行うこと。

(10) 保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについては、新型

コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するようさらなる支援を行うこと。

(11) 第8次医療計画（2024年度～2029年度）に「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加されることを踏まえ、都道府県において今後の新興感染症等を見据えた医療提供体制が構築できるよう、新興感染症発生・まん延時に機動的に対応することができる病棟の新設等の施設・設備整備に対する補助制度を創設すること。

(12) 9月末までとされている入院・外来医療費への一定の公費支援や病床確保料の取扱い、自治体の相談窓口機能に係る費用への補助などの各種措置について、10月以降の取扱いを早急に示すこと。

また、病床確保料を廃止とする場合には、その後の新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制に支障が出ないように、診療報酬において適切に評価すること。

(13) 医療機関及び福祉施設等における物価高騰の影響への財政支援については、国は地方での「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した対応に任せているが、公的価格である診療報酬やサービス報酬を主な収入源とする医療機関及び福祉施設等にとっては全国一律の制度上の課題であることから、国の一元的な対応を検討すること。

2 社会経済活動の再開につながる検査体制の確保

(1) 必要な検査が実施できるよう、地域の状況に応じ、検査試薬や抗原検査キット、綿棒等を調達・確保するなど、引き続き検査体制の維持に必要な支援措置を講じること。

また、感染が急拡大した際、検査試薬や抗原検査キット、綿棒等が不足し検査を受けることができない事態が起きることのないよう、自治体の意向も踏まえ、安定供給に向けて、引き続き対策を講じること。

- (2) 各地方衛生検査所等において、国の要請に応じて、変異株の検査が円滑に実施できるよう、国として、検査に必要となる費用及び人員の確保、検体の保管ルールの設定等、各地域における検査体制確保のための必要な支援を行うこと。
- (3) 様々な変異株の出現に対応できるよう、変異株PCR検査やゲノム解析等で迅速に検出可能な体制を整え、変異株のサーベイランスを維持すること。

3 ワクチン接種の円滑な実施

- (1) 5月8日から始まっている「令和5年春開始接種」に続き、9月からは「令和5年秋開始接種」が予定されている。国においては、新たな追加接種の制度はもとより、その目的や必要性などについて、国民に丁寧にわかりやすく情報発信すること。併せて、「令和5年秋開始接種」に使用するワクチンについて、流行する変異株に十分な効果を発揮するワクチンを早期に決定し、希望する全ての国民が確実に追加接種を受けることができるよう、十分な量を供給すること。

また、市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義・有効性や副反応について、乳幼児（6ヵ月～4歳）や小児（5～11歳）への接種を含め、具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつ分かりやすく周知・広報を行うほか、副反応情報を組織的に都道府県等と共有する仕組みをつくること。

併せて、今後得られる科学的知見を踏まえ、接種の目的や意義を明確化し、安定的な制度として接種が継続できるよう検討を進めるとともに、令和6年度以降の方針をできる限り早期に提示すること。

- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、きめ細かく必要な財政措置を講じ

ること。

- (3) 自治体だけではワクチン接種後の遷延する症状を訴える方からの専門的な相談対応が難しい状況を踏まえ、国においても「専門相談窓口」を開設すること。

また、遷延する症状に関する対応ガイドラインを作成し、自治体や医療機関へ共有するとともに、相談体制を構築する自治体に対して財政措置を講じること。

さらに、国の予防接種健康被害救済制度については、審査の迅速化に努めること。

4 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、エネルギー価格等の高騰による影響が加わり、それにより幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、状況に応じた適切な経済対策や事業者支援を行うこと。

また、国は金融機関に対し、借り換えや返済猶予等の条件変更に積極的に応じるよう要請を行っているが、引き続き、厳しい経営環境に置かれている事業者に対する資金繰り支援や価格転嫁対策等に万全を期すこと。

- (2) 新型コロナウイルス感染症による影響に加え、エネルギー価格や物価高騰等の長期化の影響にも留意しながら、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の、経済社会の構造変化に対応した事業展開や設備等の導入など、事業継続に向けた支援措置を継続的かつ積極的に講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症による影響に加え、肥料、飼料、燃料、被覆資材など生産資材等の価格高騰等により、農林漁業者等の経営に大きな影響が生じていることから、需要喚起に向けた支援や労働力確保対策、生産資材等の価格高騰対策など、農林漁業者の経営継続のための取組を

一層強化するとともに、担い手の育成・確保や生産体制の強化、多様な出荷形態への対応などの取組についても中長期的視点で支援を充実させること。

- (4) 鉄軌道、バス、タクシー、フェリー等の公共交通機関は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることに加え、原油価格の高騰など経営環境がさらに悪化する中で、国民生活の安定、地域の移動手段を確保する観点から事業を継続している。

地域公共交通を維持するため、既存補助事業の弾力的な運用はもとより、国庫補助率の嵩上げや新たな支援策の実施など、強力な支援措置を講じること。

- (5) 自動車産業は、半導体不足に端を発した納期の長期化やエネルギー・原材料価格等の高騰など、いまだ厳しい状況にあることから、サプライチェーンの維持・強化を図るための支援措置を講じること。

- (6) 航空宇宙関連企業は新型コロナウイルス感染症による世界的な旅客機需要激減後、需要の回復傾向はあるものの航空機製造の回復には数年を要するため、いまだ厳しい経営環境に直面している。このため、設備維持に向けた支援や、防衛機・装備品等の受注確保、周辺機材・装置等の中小企業への直接発注等、事業継続に向けた支援を行うこと。また、既存技術を活用した新分野展開支援等の充実や、需要回復後を見据えた支援策を講じること。

- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の高騰及び円安によるコスト高騰により甚大な影響を受けている航空・空港関連企業の経営基盤強化に向けて、収益性の向上に資する支援を行うこと。

- (8) 入国制限の見直し等によって回復し始めた航空ネットワークを維持・拡大するため、空港の受入体制の確保に関する支援を行うこと。

- (9) 新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が残るなか、雇用や地域コミュニティを支える商店街を支援するため、例えば「プレミア

ム付商品券事業」のような直接消費に結びつく施策を実施すること。

- (10) 新型コロナウイルスの影響による社会変革に伴い、長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションなど、多様性ある新たな旅行スタイルを押し進めるため、国主導で休暇の分散や長期休暇の取得、働き方改革に向けて、企業への働きかけや国民への呼びかけ・周知に努めること。

また、コロナ禍で大きな影響を受けた学習旅行等については、例えば、SDGsの視点を取り入れた学習旅行など、アフターコロナに向けた新たな取組を促進するための財政的支援を行うこと。

- (11) 新型コロナウイルス感染症の終息後も、新たな感染症の流行に対する備えが必要である。感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくことは観光関連産業を支える視点からも非常に重要であるので、どのような状況になれば行動制限を伴う措置を行うのか明確に示すこと。

- (12) 新型コロナウイルスの感染拡大や災害発生など非常時における事業継続性の確保を図るため、テレワークや時差出勤、さらにはワーケーションなどの柔軟な働き方の取組に対する支援の一層の充実を図ること。

また、コワーキングスペース、サテライト・オフィス、宿泊施設及び観光施設などでのテレワークやワーケーション受入環境整備に対する補助金や税制優遇などの財政支援を拡充すること。

- (13) あらゆる産業において、AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力の強化に加え、労働力不足の解消や、地域活力の維持・向上を図るため、情報発信や人的・財政的支援、人材育成等、必要な措置を講じること。

5 教育現場への対応

- (1) 児童生徒間の十分な距離を確保し、必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するため、中学校についても、義務標準法の改正に

より少人数学級を早期に拡充すること。

また、児童生徒の健康管理や学校の衛生管理、手洗い指導などの保健教育を行う養護教諭の複数配置の拡大を図ること。

加えて、小中学校等における感染予防に継続して取り組むため、手すり・ドアなどの消毒や健康観察、教材準備の補助等を行う教員業務支援員等の配置や、感染症対策に必要な備品購入費や消耗品費などについて継続して財政支援を行うこと。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生や感染症対策の変化等に起因して対応の必要が生じた子どもの心のケアや家庭環境の支援のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の配置に係る継続的な支援を行うこと。
- (3) 感染者に対する出席停止措置による学習の遅れを取り戻すためには、家庭学習への支援がより重要となることから、情報機器等のハード整備に加え、オンライン学習支援サービスなどのソフト導入・保守費用及びインターネット回線費用についても、継続的な財政措置を講じること。
- (4) 学生の学ぶ機会を確保するため、高等教育機関で必須の実習やインターンシップなどの際に検査が必要となった場合は、学生が負担する検査費用や検査キット購入費用に対して国が財政支援を行うなど、感染状況に応じた学生支援策の充実を図ること。

6 人権を守るための対策の徹底

感染したこと等を理由に人権が脅かされることのないよう、引き続き、国においても人権を守る対策を講じること。

7 地方財政への十分な支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関等が行う各種対策に要する費用について、

国の責任において、必要な経費全額を負担すること。また、地方交付税を含め必要な資金を早期に交付し、地方自治体における資金繰りへの対策を講ずるなど、機動的な財政出動を行うこと。

- (2) 現下のエネルギー価格等の物価高騰の影響を踏まえ、住民生活や事業活動を支え、コロナ禍から地域経済を立て直すため、必要に応じて地方創生臨時交付金の増額などの財政措置を講じること。
- (3) 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金」については、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、推奨事業メニューに係る対象者数等と交付金算定上の係数がリンクした算定方法へ見直しを行うこと。
- (4) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、事務負担の軽減のため、繰越に係る柔軟な対応や手続きの簡素化、実施計画の変更の承認や実績報告の簡素化などを図ること。

また、基金積立要件について、事業者への資金繰り支援に係る信用保証協会の代位弁済に対する都道府県等負担などの債務負担行為に基づき後年度に生じる財政負担に備えるため、こうした経費を対象とするなど、基金積立要件の弾力化を図るとともに、現在、令和7年度末（利子補給は令和10年度末）までとされている基金取崩し期間の延長、手続きの簡素化などを図ること。

加えて、燃料価格高騰の影響を受ける警察署、庁舎等の自治体直営施設の光熱費（高騰相当分）に対しても充当できるよう用途を拡充すること。

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、用途拡充や対象期間の延長を含め今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。

- (5) 今後の状況を踏まえ、必要となる新たな対策や、地域経済活動を維

持・回復できるような経済対策など、改めて必要な財政措置を講ずること。

8 感染症対策のBCP（事業継続計画）の策定支援

企業等において、感染症を想定したBCPの策定・改善が図られるよう支援を継続すること。

9 各種支援制度に係る特例措置等の恒久化

新型コロナウイルス感染症対策として講じた各種支援制度に係る特例措置等について、今後、同様の事案が生じた際に即座に発動できるよう、制度の見直しを行うこと。

10 防疫体制の整備等

- (1) 感染症は、我々の生活を一変させてしまうほどの脅威であることから、国は、感染症に対する基本的な対応方針や理念などを示し、かつ、あらゆる感染症に関する法律の拠りどころとなる、感染症対策に関する基本法の整備等を検討すること。
- (2) 「防疫」に関する医学的な研究をはじめとする防疫費については、必ずしも十分な資金が投入されているとは言えないことから、国民の生命・健康を守るため、防疫に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 内閣感染症危機管理統括庁の設置等に当たっては、地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組みを導入するとともに、国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討し、実現すること。

併せて、各都道府県版CDCの設置に向けた全国的な制度の創設など、都道府県等において、真に実効性のある感染症対策ができるよう、財源措置を含めた具体的な制度設計を早急に行うこと。

- (4) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、看護

師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する必要がある、また感染状況によっては、従事者が不足する地域も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。

11 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

新型コロナウイルス感染症により、我が国における大きな課題として、東京一極集中のリスクが改めて国民に認識されたところであり、ポスト東京時代を拓くべく、5Gをはじめとする情報通信基盤の整備を進めた上で、ワーケーション等の新しい働き方の促進を含めた自然と共生する新たなライフスタイルの構築への誘導や首都機能の移転を念頭に置いた中央省庁、企業、大学等の研究機関の地方分散、地方創生の推進にもつながる国土強靱化など、国土構造の転換に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。